

神戸交通労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年11月11日（火） 17:45～18:15

2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室

3. 出席者：【当局】業務改革担当課長、職員担当係長  
【組合】副執行委員長、書記長

4. 議 題：一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事について  
災害待機手当の改正について

5. 発言内容：別紙のとおり

## 1. 一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事について

【当局】 令和7年10月22日の対局交渉において、継続協議となっていた「一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事」について、この間の協議を踏まえ、以下のとおりとする。

ワンマン化による人員体制の移行後も、継続的にジョブローテーションを実施するため、一定年齢以上（当面60歳以上）の運転士については、原則として駅掌業務に就くこととするが、希望する職員については、運転士としての直近1年間の勤務実績、資質管理（身体機能、精神機能等）に問題がなければ、運転業務を継続できることとする。なお、令和7年度は駅掌研修後、以降は毎年度4月1日に異動することとする。定年延長中の運転士（資質管理に問題のない職員に限る）が駅掌業務に従事する場合は職種名を「駅務士」とし、非常時において、必要な研修等を行い運転業務に復帰する場合がある。この場合は号給調整を行わない。この場合を除く運転士が駅掌業務に従事した場合の職種名は、「駅掌」とし、定年延長中の職員は号給調整を行う。なお、運転士（55歳以上59歳以下）から駅掌への希望転任制度を検討し、令和8年度より運用することとする。定年の引き上げが完成する令和13年度末まではこの取扱いとする。

【組合】 運転士の資質管理について、精神機能検査については、当日の体調等に左右される側面もあるので、その点は考慮してもらいたい。

【当局】 ご指摘の点については、所属にも伝えたうえで検討したい。

【組合】 この提案について、今後、どのようなスケジュールを想定しているのか。

【当局】 この協議が整えば、速やか（11月中）に職員の意向調査をスタートし、その結果を踏まえて、来年早々に運転士転任選考を実施したい。運転士への転任研修については、来年度に入ってから6月頃にスタートすることを想定している。

【組合】 運転士の希望転任制度について、なぜ55歳以上に限るのか。

【当局】 運転士の皆様には、まずは運転業務でその能力を発揮していただきたいと考えている。一方で、体調面で運転業務継続が困難な職員については、これまでも年齢に関わらず医師の診断等を踏まえて、個別に必要な対応を行ってきたところである、その中で、希望転任制度については、現場からのご意見を踏まえて検討することとしているが、ある程度の年齢以上になれば、体力的な状況の個人差が大きくなってくることも考慮し、55歳以上の運転士を想定している。

【組合】 運転士に関する希望転任制度は、希望すればすべての職員が転任できるのか。

【当局】 翌年度の退職者や助役転任者数等を考慮し、一定の転任枠を設ける必要があると考えている。希望者数が転任枠よりも多い場合は、原則として体調面で配慮が必要な職員や年齢の高い職員から順に転任させることを想定している。

【組合】 持ち帰り協議する。

## 2. 災害待機手当の改正について

【当局】 災害待機手当について、「1. 概要」について、前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行うこととする。

「2. 内容」として、改正後の金額については、

1時間～3時間の区分については3,000円、

3時間～5時間の区分については4,600円、

5時間～7時間の区分については6,250円、

7時間以上の区分について7,000円

とする。

「3. 実施時期」は、令和8年1月1日とする。

【組合】 本件については、給与改定に伴うものであり、了承する。